



令和 8 年 8 月 26 日

物流・自動車局貨物流通事業課

「標準的運賃」に係る実態調査結果の公表

～ 「標準的運賃」の浸透・活用状況等について調査を実施 ～

国土交通省物流・自動車局では、令和 6 年 3 月に告示した「標準的運賃」の活用状況等について、トラック運送事業者及び荷主企業を対象にアンケート調査を実施しました。この度、調査結果を取りまとめましたので公表します。

平成 30 年に公布された「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 96 号）に基づき、運賃交渉力の弱いトラック事業者の適正な運賃収受を支援するため、令和 2 年 4 月に「標準的運賃」を告示しました。

また、令和 6 年 3 月には、燃料高騰分なども踏まえて運賃水準を平均 8 %引き上げるとともに、燃料サーチャージ制度を盛り込むなどした新たな「標準的運賃」を告示しました。

今般、トラック運送事業者における制度の活用状況などの把握を行うことを目的として、原価計算の実施状況、標準的運賃の運賃交渉への活用状況、交渉の結果等について、アンケート調査を実施し、結果を取りまとめましたのでお知らせします。

【調査結果の概要】

1. 調査期間

令和 8 年 3 月 9 日～ 3 月 27 日

2. 調査方法

事業者及び荷主に対するアンケート

3. 回答者数

公益社団法人全日本トラック協会の会員事業者（約 1,200 者）

ホワイト物流推進運動において把握した荷主企業（約 200 社）

4. 調査結果（概要）

- 今回の調査（令和 7 年度）では、運賃交渉を行ったトラック事業者は約 90%、このうち荷主から一定の理解を得られた事業者は約 78%。即ち、事業者全体のうち運賃交渉について荷主から一定の理解を得られた事業者は約 70%であった。
- 実勢運賃水準として、令和 6 年 3 月に告示した「標準的運賃」と比較し、8 割以上収受できた事業者は約 35%であった。

【問い合わせ先】

物流・自動車局貨物流通事業課 宮浦・上田

TEL：03-5253-8111（内線：41333）、03-5253-8575（直通）